

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 15 日現在

機関番号：32665

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780016

研究課題名(和文) 裁判員制度と弾劾制度の研究を通じた自由主義と民主主義との相克についての探究

研究課題名(英文) Inquiring into Conflict between Liberalism and Democracy through Research on the Saiban-in (Lay Judge) System and Impeachment System

研究代表者

柳瀬 昇 (YANASE, Noboru)

日本大学・法学部・准教授

研究者番号：90432179

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、裁判員制度と弾劾制度という2つの制度の分析を通じて、自由主義と民主主義との相克について探求するものである。両制度ともにその制度の意義をめぐっては、自由主義的に基礎づけるべきか、それとも民主主義的に基礎づけるべきかで、議論が分かれている。本研究では、裁判員制度に関しては、その制度設計時に参考とされたアメリカ合衆国の陪審制度との比較により、また、弾劾制度に関しては、その起源である同国の弾劾制度との比較を通じて、その原理的な面から遡って、制度とその運用を分析することによって、各制度の意義を再検討した。

研究成果の概要(英文)：In this research project, I inquired into the conflict between liberalism and democracy through research on the saiban-in (lay judge) system and the impeachment system. It is controversial whether both systems should be based on liberalism and democracy. I have reexamined the foundations of these systems and analyzed their practices by comparing with American systems, which were referred to when they were designed. I found it is appropriate to describe these systems based on both of these political theories.

研究分野：憲法学

キーワード：憲法 裁判員制度 弾劾制度 民主主義 自由主義 司法権 アメリカ合衆国

1. 研究開始当初の背景

本研究で取り上げる制度は、裁判員制度と弾劾制度の2つである。そして、これらの制度を基礎づける原理とは何なのかを検討することを通じて、解明しようとするのは、自由主義と民主主義の両原理そのもの及び相互の関係性についてである。

裁判員制度に関しては、制度設計の段階でさまざまな議論が行われ、また、制度始動期においても、多くの理論研究者や実務家等によって研究が進められていた。しかしながら、その大半は、刑法・刑事訴訟法の研究者によるものであり、憲法学の見地からの研究は、必ずしも十分であるとはいえなかった。一方、諸外国では、国民の司法参加の制度をめぐって、民事・刑事の実体法・手続法研究者だけでなく、憲法研究者による研究も非常に多く行われていた。もとより、裁判員制度は、日本国憲法の具体的な規定に基づく制度ではないが、76条に定める司法権を担う裁判所の構成をめぐる問題であり、裁判を受ける権利(32条、37条1項)等の憲法上の権利との関係が議論になるため、憲法学の見地から、裁判員制度についてこれまで以上に多くの研究が行われるべきである。

弾劾制度に関しては、わが国では、基本的には裁判官に対するものに限定されており、頻繁に起動するものではないため、制度が日本国憲法64条等に根拠を有しているにもかかわらず、これを取り上げる著書・論文はわずか200件程度にすぎなかった。一方、わが国の弾劾制度のもととなったアメリカ合衆国の弾劾制度は、裁判官のみならず大統領をも対象とする政治的にも注目される制度であることから、非常に多くの研究が行われており、憲法研究者による議論も盛んである(例えば、Clinton大統領弾劾をめぐる米国上院及び下院の委員会の公聴会には、SunsteinやTribeらといったわが国で注目される憲法研究者が勢ぞろいした)。弾劾制度は、後述するとおり、憲法解釈論上きわめて重要な問題を内包する研究課題であるにもかかわらず、わが国では、憲法研究者による研究は非常に少なかった。特に、制度の母国である米国の弾劾制度についての憲法研究者による論稿は、数件しか存在しなかった。したがって、この弾劾制度という憲法学がほとんど注目してこなかった未開の領域を解明していく必要がある。

本研究の研究代表者は、討議民主主義(deliberative democracy)理論に基づき裁判員制度の意義を再検討するという作業を通じて、民主主義の原理について考究するとともに、裁判員制度について立法過程、制度の所期の意義、憲法適合性、政策的妥当性などについて総合的に研究してきた。理論的に考えても、立法過程での議論を踏まえても、単純な民主主義の原理で裁判員制度を基礎づけるべきとはいえないが、討議民主主義的にとらえることには妥当性があるというのが、研究代表者の結論である。この研究過程で、裁判員制度の意義または機能について、(討議)民主主義の原理のみならず、よりよい裁判の実現ないし被告人の刑事手続上の権利保障などといった見地から、自由主義の

原理に基づき再定位しうるのはないかと考えるに至った。

また、わが国の裁判官弾劾制度は、国民の代表機関である国会が設置する弾劾裁判所が、司法府の構成員たる裁判官の罷免の可否を判断するという点で、裁判員制度と同様に、広義の国民の司法参加の制度として位置づけると、研究代表者は認識していた。そして、弾劾制度の意義について、国民の公務員選定罷免権の具体化として民主主義的にとらえるべきという見解と、立法府による司法府への抑制均衡の手段として自由主義(権力分立)的にとらえるべきという見解とが対立しうることに着目した(ただし、わが国がその制度を継受したアメリカ合衆国の弾劾制度では、執行府の構成員をも弾劾の対象とするため、より複雑な検討が必要となる)。

こういった見地から、研究代表者は、両制度を通じて自由主義と民主主義の各原理をより深く探究しようとするに至った。

研究代表者は、裁判員制度及び討議民主主義理論に関しては、平成19-20年度若手研究(スタートアップ)「共和主義的憲法観に基づく討議民主主義理論による裁判員制度の意義の再構成」(19830023)と、平成21-22年度若手研究(B)「共和主義的憲法理論に基づく「民主的司法のディレンマ」問題の探究」(21730026)による助成を受け、研究を進めてきた。しかし、ここでは、国民の司法参加の制度として、裁判員制度等の国民の直接的な参加の制度のみを取り上げており、また、制度を基礎づける原理として、共和主義的憲法観ないし討議民主主義理論を中心に扱うにとどまっていた。

本研究は、裁判員制度等のみならず、国民代表機関である議会を通じた間接的な司法府への統制の制度(米国の場合には、執行府への統制も含む)を研究の対象に加え、さらに、これらの制度を基礎づける原理として、民主主義の原理だけでなく、自由主義の原理についても新たに検討しようとするものである。

2. 研究の目的

裁判員制度の意義をめぐっては、民主主義の原理によって基礎づけるべきという見解と、司法に対する理解の増進と信頼の向上のための制度と解すべきという主張とが対立する中で、後者の見地から制度設計が行われた。研究代表者は、これまでの研究において、共和主義的憲法理論ないし討議民主主義理論に基づく制度の意義の再検討を通じて、この制度が、国民が刑事事件の裁判という公共的な事項について検討・決定するという公共的討議の場を創設するものであるといえることを論証し、そして、それを通じて国民の公民的徳性(civic virtue)を涵養する陶冶の企て(formative project)と位置づけることを、理論的検証と立法過程分析を通じて明らかにした。本研究では、刑事被告人の裁判を受ける権利及び刑事手続上の権利や、裁判員に選任される一般の国民の苦役からの自由その他の権利等との関係で、つまり、自由の保障という見地から、この国民の司法参加の制度の意義を憲法学的に分析しようとするところに、学術的な特色がある。

また、弾劾制度については、国民主権や権力分立を考えるうえで絶好の研究課題であるにもかかわらず、わが国の憲法学は、これまでほとんど取り組んでこなかった。本研究は、あまり注目されなかったこの課題を開拓しようとするものである。研究代表者は、この制度に抑制均衡の手段という自由主義的意義を認めつつも、その主位的意義は国民の公務員選定罷免権の具体化（民主主義の原理）にあると見込んでいる。

これらの2つの制度の意義をめぐる検討を通じて、自由主義と民主主義との相克という、憲法の基礎理論上の問題について検討する。自由主義と民主主義の両原理は国民の司法参加の制度においてどのような形で発現するのか、そして、それらの相互関係をどのようにとらえるべきなのかについて考察する。

3. 研究の方法

研究代表者は、(1)わが国の裁判員制度及び米国の陪審制度についての理論的探究と運用の調査・分析、(2)わが国の裁判官弾劾制度及び米国の弾劾制度についての理論的探究と運用の調査・分析、そして、(3)これらを通じた自由主義と民主主義の原理そのもの及びその相互関係についての考察の3点に論点を絞り、研究を進めることとする。

アメリカ合衆国の国民の司法参加の制度である陪審制度の理念及び運用と、同国の司法府に対する（執行府に対するものでもある）国民代表機関である議会による統制の手段である弾劾制度の理念及び運用について、徹底した文献調査及び現地調査を実施することにより、日米の制度及びその運用の比較研究を行う。そして、制度を基礎づける原理を探究するとともに、制度を通じた原理そのものの探究へと展開することとする。

わが国の裁判員制度は、他の特定の国の陪審・参審制度を継受したものではなく、諸外国の国民の司法参加の制度を参考に、わが国独自の制度として創設されたものである（最高裁判所・政府の公式見解）が、司法参加の制度の運用と議論の蓄積があり、かつ、裁判員の選任手続において無作為性・不選任（忌避）手続の存在という点で類似する、米国の陪審制度を比較研究対象として取り上げることとする。また、わが国の弾劾制度については、法制史的研究から、米国の弾劾制度を継受したものであることが判明しているため、わが国の制度を理解するためにも、米国の弾劾制度の研究に取り組むこととする。

2013（平成25）年度における研究

本研究全体の準備的作業として、(a)わが国の裁判員制度及び米国の陪審制度と、(b)日米両国の弾劾制度に関する外国語文献及び邦語文献を網羅的に収集し、文献データのリストを作成したうえで、その内容の吟味を行う。合わせて、(c)これらの制度を基礎づける自由主義と民主主義の各原理に関する憲法学ないし政治哲学の文献を、本研究に必要な限度で収集し、検討する。

2013年度は、前掲(1)に関して、いわゆる裁判員制度合憲判決（最大判平成23年11月16日刑集65巻8号1285頁）についての

評釈を執筆することとする。また、前掲(2)に関しては、従前の裁判官弾劾裁判所の裁判例の解説を優先して取り組む。

2014（平成26）年度における研究

前掲(1)に関連して、研究計画の設計当初は、前掲最高裁判決についての本格的な評釈を前年度中に執筆を終えている予定であったので、次の段階として、研究代表者のそれまでの検討が十分ではなかった米国の陪審制度についての実態調査を行うことを計画していた。

また、(2)に関して、わが国の弾劾制度の意義や特徴について、外国語で論文を執筆し、発表する（これまで、わが国の裁判官弾劾制度についての外国語論文は存在しなかった）。

そして、(3)として、これまでの本研究を通じて得られた、自由主義と民主主義の両原理に関する理論を整理し、論文として公表する。

2015（平成27）年度における研究

前掲(1)に関して、裁判員制度の討議民主主義的再構成について、より理論的に精緻化したうえで、外国語での研究発表を行う。

また、(2)については、わが国の弾劾制度の研究に大きな影響を与えるアメリカ合衆国の弾劾制度の諸問題のうち、論点を1つ取り上げ、学会報告を行う。

そして、(3)として、裁判員制度と弾劾制度の研究を通じて得られた、自由主義と民主主義の両原理に関する理論的考察を踏まえて、本研究全体の取りまとめを行う。

4. 研究成果

2013（平成25）年度における研究

2013年度は、まず、本研究全体の準備的作業として、(a)わが国の裁判員制度及び米国の陪審制度と、(b)日米両国の弾劾制度に関する外国語文献及び邦語文献を網羅的に収集し、合わせて、(c)これらの制度を基礎づける自由主義と民主主義の各原理に関する憲法学ないし政治哲学の文献を、本研究に必要な限度で収集し、検討した（この基礎的作業は、2014・15年度においても、継続した）。

前掲(1)に関連して、裁判員制度合憲判決の分析に着手したところ、想定していた以上に、その憲法理論的位置づけが困難であることが判明し、その理論的検討に相当な時間を要したため、年度中に本格的な評釈を執筆するには至らなかった。結局、この判決の一部分（憲法18条後段適合性）の検討に終始した。そこで、この作業を次年度以降に継続することとした。

(1)に関する成果物としては、後掲図書が挙げられる。国内の多数の憲法研究者等によって共同執筆された、判例を基礎として憲法解釈論上の主要な論点を体系的に検討する概説書において、奴隷的拘束及び意に反する苦役からの自由を保障する日本国憲法18条の検討という観点から、前掲最高裁判決について深く考察する機会を得た。執筆活動を通じて、そもそも他の条項と比較して人身の自由の基幹的条文である18条に関する判例がわが国ではきわめて少ないということを確認した。また、18条に関する理論的研究も著しく少ないことを把握するとともに、18

条に通底する自由主義の原理について検討する契機となった。

(2)に関しては、偶然にも、この年度中に裁判官弾劾裁判が行われており、判決が言い渡されることとなり(裁判官弾劾裁判所による平成25年4月10日判決)、法廷傍聴の機会を得て、必要な文献を収集することができた。

(2)に関する成果物としては、後掲図書が挙げられる。この図書の分担執筆を通じて、これまでのわが国の裁判官弾劾裁判所の罷免・不罷免の判決を網羅的に検討し、事件の概要と判旨をまとめることができたのは、本格的に弾劾制度研究に取り組み始めた研究代表者にとって、非常に有意義な経験であった。また、同書では、従来あまり着目されてこなかった資格回復裁判における裁判官弾劾裁判所による資格回復決定について、網羅的に取り上げるとともに、資格回復裁判(裁判官弾劾法38条1号・2号)の法的性格及び基準(各号にいう「相当とする事由」)についても検討することができた。

民主主義の原理に関する一般的な理論として、後掲図書を公表したほか、学会発表を行った。後者は、Cass Sunsteinの憲法理論のうち、近時彼が特に力を入れている行動法経済学(behavioral law and economics)という新たな学問潮流を紹介するとともに、本研究の理論的視座の1つである討議民主主義理論と、裁判における評議の深刻な障害物となりうる集団極性化(group polarization)の問題について検討した。

2014(平成26)年度における研究

前掲(1)に関して、当初の研究計画どおり、アメリカ合衆国の陪審制度の実態調査を行った。具体的には、University of California, Santa Cruz校のH. Fukurai教授の協力を得て、Santa Cruz Countyの裁判所で、陪審裁判の実態を調査することができた。研究代表者は、これまでに、裁判員制度における裁判員の選任過程の重要性を指摘する論文を執筆していたが、この実態調査において、米国の陪審制度における陪審員の選任過程や裁判官による説示等に実際に接することができたことは有益であった。

また、前年度から繰り越した検討課題である裁判員制度合憲判決に関しては、ようやく全体像が見えてきた。まずは、手始めに学生向けの解説を執筆し、事件の概要、判旨及び憲法上の論点を整理した(後掲図書)。そして、特に、この判決における比較法的手法の活用のある方に注目すべきであると考えているに至った。すなわち、本判決は、司法過程における適正な裁判を実現するための諸原則の普遍性について述べる部分において、比較法的知見を用いる一方で、国民の司法参加の憲法適合性そのものに関しては、比較法を用いていないことを発見した(このことは、裁判員制度の憲法適合性を支持するわが国の憲法学説が、米国における司法参加に関する憲法規定の存在を軽視する一方で、ドイツやフランスにおける憲法規定の不存在を根拠の1つとして、司法参加の規定をもたないわが国においても国民の司法参加が認められると主張していることに鑑みると、きわめて重要である)。また、諸外国における国民の司法参加の制度の歴史的意義を述べる部分では、

民主主義の原理に言及する一方で、注意深く読むならば、本判決が、裁判員制度そのものを民主主義の原理の発現だと位置づけていないということも確認することができた(このことは、本判決について裁判員制度をもつばら民主主義の見地から位置づけたとみる一部の学説が誤りであることを明らかにする作業でもある)。本年度中の分析の結果得られた本判決についての叙上の理解を、後掲学会発表で示した。

前掲(2)に関しては、後掲雑誌論文を発表することができた。これは、母国であるアメリカ合衆国の弾劾制度との比較を通じて、日本の裁判官弾劾制度の独自性を明らかにしようとしたものである。まず、日本の弾劾制度が合衆国の制度を参考にして導入されたことを日本国憲法制定史から明らかにし、法制度の比較に意義があることを指摘した。次に、日本の裁判官弾劾制度について概説したうえで、弾劾制度の意義や訴追・審判手続を紹介しつつ、弾劾の対象と弾劾事由の根拠に関する日米の相違点を指摘した。そして、米国では、近時、裁判官の弾劾には、上院そのものではなく弾劾裁判委員会に証拠調べが授權されていることを紹介したうえで、日本の裁判官弾劾制度では、議院そのものではなく国会によって設置された小規模の弾劾機関が担当していることと、一議院ではなく両議院によって弾劾機関が構成されていることを取り上げ、日本の弾劾制度が米国の制度を基礎としつつ、独自の展開を遂げてきたことを指摘した。

前掲(3)に関して、当初は、自由主義・民主主義両原理についての分量の均衡のとれた論文として発表することを予定していたが、後者に重点を置いて考察するならば、研究代表者が本研究とは別に並行して取り組んできた他の研究課題(民主的討議の実践モデルの検証)の成果物と関連付けることが可能であることに気づき、これらと合わせて、1つの単著の学術書として上梓することとした。すなわち、後掲図書である。本書は、(1)わが国の憲法学における民主主義の原理をめぐる論点を整理したうえで、討議民主主義という新たな憲法理論について考察し、(2)民主的討議の実践としての討論型世論調査(deliberative polling)の意義等を説明し、現実の政策過程への利用可能性と限界について検討するとともに、(3)科学研究費による助成や経済産業省の公募事業に基づき研究代表者らの取り組んだ調査の結果を分析したものである。本書の前半では、憲法学の見地から見た現代民主主義理論の潮流を整理し、研究代表者の依拠する討議理論の位置づけや展開可能性を示した。後半では、民主主義的決定の基礎となるべき、十分な情報に基づく市井の人々の熟考された意見を聴取するための方法論を模索した。新たな民主的討議の場の可能性に期待しつつも、その限界を認識し、代議制をはじめとする既存の立憲的統治機構を再評価し、さらなる討議的運用を求めていくべきであると結論した。憲法の基本的原理の理論的研究を基盤とし、それを学際研究へ応用し、さらにその展開から憲法学への示唆を求めようとするものである。本研究の成果物としては、特に、同書の第1章部分が挙げられる。ここでは、民主主義の原理と自由主

義の原理との本来的な緊張関係と、それを克服しようとする立憲民主主義という1つの民主主義構想について学説を整理するとともに、立憲的統治機構の諸制度について、討議民主主義理論の観点から再検討した。

2015（平成27）年度における研究

前掲（1）に関して、研究開始年度からの課題となっていた裁判員制度の憲法適合性については、「裁判員制度の憲法適合性」という題名の論文（141,689文字）が年度末に完成した。しかしながら、分量が多くなってしまい、適切な発表媒体を見つけることができず、本研究の期間内での公表はできなかった。2016年度中には確実に発表することができると思込んでいる。ここでは、裁判員制度の憲法適合性を認めた前掲最高裁判決の構造を整理したうえで、国民の司法参加の憲法適合性と裁判員制度の憲法適合性について包括的に検討するとともに、この判決の判示事項の射程について考察した。特に、裁判員の職務等の意に反する苦役該当性（憲法18条後段適合性）について、徹底的に検討し、これを「参政権と同様の権限」と判示した最高裁判決の問題点を摘示した。また、本判決が国民主権や民主主義といった概念を用いていることに関して、研究代表者の従来からの主張が誤りであったか否かを検討したところ、問題の所在は国民主権の原理をいかにとらえるべきかというところにあることが判明し、自説の修正等は必要ないことが証明された。被告人の裁判の選択権（裁判員裁判の辞退権）が認められていない現行制度の憲法適合性についても、最判平成24年1月13日刑集66巻1号1頁を踏まえつつ検討した。

また、裁判員制度の討議民主主義的意義について、“The Concept of Democracy in the Legislative Process of the Lay Judge System”と題する論文（10,515 words）を執筆し、これをもとに、Malcom M. Feeley 教授を囲む「裁判員制度と民主主義」研究会と、The 4th East Asian Law & Society Conference とで報告を行った（後掲学会発表）。ここでは、まず、従前の刑事裁判に対する評価と国民の司法参加の意義をめぐって対立する2つの見解（民主主義的基礎づけ説と理解増進・信頼向上説）を整理したうえで、民主的司法のディレンマ問題について触れつつ、いわゆる裁判員法の立法過程において後者が制度の理念として採用された経緯を概説した。次に、討議民主主義理論を概観し、特に、この理論の中でも、市民社会における討議のみを重視する立場と立憲的統治制度における討議を重視する立場の2つの潮流があることを示したうえで、単純な民主主義の原理に基づき司法参加を正当化することは理論的にはできないとしても、（後者の立場の）討議民主主義理論に基づき裁判員制度の意義を再構成することは、立法過程上の根拠もあるため妥当であると主張した。そして、裁判員制度を公共的討議の場を創設する試みであるとする理解からは、合議体が裁判官と裁判員という異なる属性の主体によって構成される裁判員制度のほうか、従前の裁判官のみの裁判や陪審員のみで構成される陪審制度よりも、集団極性を避けるという観点から優れていることを指摘するとともに、評議における

裁判員の自由な発言を確保するために、裁判員の守秘義務が重要であるということを手張した。

その後、この報告用論文に、裁判員制度に関する文献を補充するとともに、討議民主主義の理論部分を加筆し、“Deliberative Democracy and the Japanese Saiban-in (Lay Judge) Trial System”と題する論文を完成させ、2015年秋に、ある国際ジャーナルに投稿した。査読の結果が2016年1月に届き、それを踏まえてさらに改稿した論文（12,235 words）を再提出した。この国際ジャーナルの刊行時期の都合上、本研究の期間内での公表はできなかったが、これも2016年度中には発表できると見込んでいる。

そのほかに関連した成果物として、後掲図書が挙げられる。ここでは、司法権の概念の重要な要素の1つである具体的な争訟、すなわち、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟の概念について考察した。法律上の争訟の2要件を定式化したといわれる、いわゆる板まんだら事件最高裁判決（最判昭和56年4月7日民集35巻3号443頁）に関して、実は法律上の争訟の要件を実質的に示した初めての判例は教育勅語訴訟判決（最判昭和28年11月17日集民10号455頁）であったにもかかわらず、この論点に関しては板まんだら事件判決がしばしばリーディングケースとして取り扱われていること、そして、同判決は教育勅語訴訟判決を引用せず、別の判例を引用していること理由などを明らかにするとともに、訴え却下説・自律結果受容説・主張立証責任説について検討した。そして、同判決との対比の下で、宗教法人の代表役員の地位の剥奪の有効性等をめぐって争われた玉龍寺事件最高裁判決（最判平成21年9月15日判時2058号62頁）について考察した。本判決は、具体的な権利義務をめぐる紛争を判断する前提問題として、宗教上の教義等についての解釈が不可避であったため、裁判所は元代表役員による地位確認請求について訴えを却下したものである。2つの判例の分析を通じて、法律上の争訟の概念そのものに対する判断に変化はなかったものの、判決中で事案に応じた解決方法を示唆するなど、最高裁判所の憲法問題への姿勢の変化を確認した。

（2）については、アメリカ合衆国の連邦議会の下院による弾劾訴追及び上院による弾劾審理の手続をめぐって検討したが、その中でも、上院の弾劾裁判委員会制度の合憲性をめぐる議論について、後掲学会発表を、日本公法学会第70回総会公募報告セッションにおいて行った。ここでは、アメリカ合衆国の公務員弾劾制度の概要等を概説したうえで、上院の弾劾裁判において、上院の規則に基づき上院議員により構成される委員会を設けて、証拠調べを行わせる制度があることを説明した。まず、その根拠規定である上院弾劾裁判規則（Rules of Procedure and Practice in the Senate When Sitting on Impeachment Trials）11条をめぐっては、上院全体会議が証拠調べを直接行わない点で due process に違反するとする見解や、全体会議で弾劾裁判を行えば時間がかかるし、裁判官の弾劾に関心をもちない議員が欠席しがちである傾向に鑑み、少数の委員会による証拠調べのほうがむしろ due process の要請に

応えているという見解など、さまざまな学説を紹介した。次に、1980年代から90年代にかけて委員会による証拠調べを基礎とした弾劾裁判を受け罷免判決を言い渡された元判事らによる、弾劾裁判規則11条の違憲訴訟の事件の概要と判旨を説明し、特に、Nixon v. United States, 506 U.S. 224 (1993)において、最高裁判所が弾劾裁判を司法判断適合性のない政治問題と判示したため、憲法1条3節6項の弾劾裁判条項の文言の意味を解釈する最終的な権限が、委員会の利用の憲法適合性を含めて完全に上院に委ねられているということを示した。そして、委員会制度を利用しなかったRitter判事の弾劾裁判と利用したClaiborne判事の弾劾裁判の係属期間中のCongressional Recordを比較分析したところ、委員会の利用によって、上院の全体会議の時間と回数が顕著に減っている一方で、委員会においては時間をかけて徹底した証拠調べが行われるようになったことを確認した。上院の弾劾裁判において、被訴追者が公正な手続を望めば望むほど、弾劾手続は刑事裁判手続に近似するようになり、多数の上院議員が議場に一堂に会して行うには不適當なものとなる。自由主義の見地からは、被訴追者の公正な弾劾裁判を受ける権利が重視されるべきである一方で、委員会ではなく上院全体会議そのものによる証拠調手続の保障という民主主義の要請は、一見すると、後退しているようにも見える。しかしながら、議会における効率性の重視という観点からだけではなく、十分な証拠に基づく実質的な評議という観点からも委員会の利用は否定されるべきではなからう。

そして、(3)として、自由主義と民主主義の両原理に関する理論的考察を踏まえて、本研究全体の取りまとめを行った。基礎理論に関するものとして、討議民主主義の理論と実践モデルについて、後掲学会発表¹を行ったほか、図書を通じて、ヨーロッパにおける立憲主義の展開について学ぶ機会を得た。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

Noboru Yanase, "Overview of the Judge Impeachment System in Japan: Focusing on the Constitutional Design for the Impeachment Committee and Court," *Nihon University Comparative Law*, volume 31, pp. 1-17, March, 2015, 査読有

[学会発表](計7件)

柳瀬昇「討議民主主義の憲法理論と民主的討議の社会实践」平成27年度日本大学法学部学内学会・研究所合同研究会、2016年3月11日、日本大学法学部(東京都千代田区)

柳瀬昇「持続可能な社会の構築に資する意思決定のあり方を考える」討議民主主義理論や討論型世論調査を例として

「国立国会図書館調査及び立法考査局サステイナビリティ研究会、2016年3月11日、国立国会図書館(東京都千代田区)

柳瀬昇「米国弾劾裁判規則11条の憲法適合性」日本公法学会第70回総会公募報告

セッション、2015年10月17日、同志社大学今出川キャンパス(京都市上京区)

Noboru Yanase, "The Concept of Democracy in the Legislative Process of the Lay Judge System," The 4th East Asian Law & Society Conference, 2015年8月5日、早稲田大学早稲田キャンパス(東京都新宿区)

Noboru Yanase, "The Concept of Democracy in the Legislative Process of the Lay Judge System," Malcom M. Feeley 教授を囲む「裁判員制度と民主主義」研究会、2015年7月26日、青山学院大学青山キャンパス(東京都渋谷区)

柳瀬昇「比較法と憲法理論 いわゆる裁判員制度合憲判決における解釈方法論を契機として」平成26年度日本大学法学部学内学会・研究所合同研究会、2014年10月4日、日本大学法学部(東京都千代田区)

柳瀬昇「(ラウンドテーブル)公共選挙論のパーспекティブ 行動法経済学・討議民主主義・集団極性化~Cass R. Sunsteinの議論を通じて」公共選挙学会第17回全国大会、2013年11月24日、駒澤大学深沢キャンパス(東京都世田谷区)

[図書](計7件)

Roger D. Congleton 著、横山彰・西川雅史監訳『議会の進化 立憲主義的民主統治の完成へ』(翻訳) 301-333頁(柳瀬昇「きめ細かな立憲的取り決め」) 勁草書房、2015年10月

辻村みよ子・山元一・佐々木弘通編『憲法基本判例 最新の判決から読み解く』394-409頁(柳瀬昇「法律上の争訟」) 尚学社、2015年9月

柳瀬昇『熟慮と討議の民主主義理論 直接民主制は代議制を乗り越えられるか』ミネルヴァ書房、全316頁、2015年2月

川崎政司・小山剛編『判例から学ぶ憲法・行政法(第4版)』法学書院、154-161頁(柳瀬昇「国民の司法参加 裁判員制度違憲訴訟」) 2014年6月

戸松秀典・今井功編『論点体系 判例憲法3 ~裁判に憲法を活かすために~』第一法規、79-86頁(柳瀬昇「第64条〔弾劾裁判所〕」) 2013年6月

戸松秀典・今井功編『論点体系 判例憲法1 ~裁判に憲法を活かすために~』第一法規、281-289頁(柳瀬昇「第16条〔請願権〕」) 304-317頁(柳瀬昇「第18条〔奴隷的拘束及び苦役からの自由〕」) 2013年6月

大山耕輔監修、笠原英彦・桑原英明編『公共政策の歴史と理論』ミネルヴァ書房、187-208頁(柳瀬昇「討議民主主義理論と公共政策」) 2013年4月

[その他]

<http://yanasenoboru.net/>

6. 研究組織

(1)研究代表者

柳瀬昇(YANASE, Noboru)
日本大学・法学部・准教授
研究者番号: 90432179